

徳島県浄化槽事務取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、徳島県浄化槽取扱要綱第6条の規定に基づき、浄化槽に関する事務の手続について必要な事項を定めるものとする。

(設置手続)

第2条 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第5条第1項本文の規定に該当する場合においては、様式1又は様式2による届出書を徳島県環境保全室長又は保健所長（以下「環境保全室長等」という。）及び環境保全室長等を経由して特定行政庁に提出しなければならない。ただし、届出指導により設置後に届出を行う場合においては、様式1－2による届出書を提出するものとする。

2 法第5条第1項ただし書の規定に該当する場合においては、次に定めるところによる。

（1）建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定に基づく計画を通知（以下「計画通知」という。）するに際し、様式3による計画書を環境保全室長等及び環境保全室長等を経由して建築主事等に提出するものとする。

（2）前号において計画書を提出した者は、当該確認申請又は計画通知が受理された後において、浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする場合は、当該浄化槽工事に着手する日の21日（法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けた浄化槽にあつては10日）前までに様式4による変更計画書を前号に準じて提出するものとする。

（3）環境保全室長等は、前2号の規定に基づく計画を受理したときは、その内容について生活環境の保全及び公衆衛生上の見地から審査し、意見があるときは、その旨を建築主事等に通知するものとする。

3 前項の規定は、建築主が浄化槽によらない方法で確認等を受け、当該工事期間内に浄化槽を設置することとなった場合において準用する。

4 前3項の規定に基づく届出書又は計画書を提出する場合においては、次に定めるところによる。

（1）届出書又は計画書の提出に併せて、様式18－1又は様式18－2による浄化槽維持管理標準契約書（以下「標準契約書」という。）の写しを環境保全室長等に提出するとともに、公益社団法人徳島県環境技術センター（以下「環境技術センター」という。）会長に法第7条検査及び法第11条検査（初回分）に係る検査料を事前に納付するものとする。ただし、標準契約書によらない場合は、様式21又は様式22による誓約書を環境保全室長等に提出するとともに、法第7条及び第11条に基づく水質検査に関する契約書を環境技術センター会長に提出し、本号本文で規定する検査料を事前に納付するものとする。

（2）届出書又は計画書等を提出しようとする者で、別に定める「一戸建て住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書に係る取扱い（緩和措置）について」に基づき算定人員を減じる場合は、別紙1による一戸建て住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願いを環境保全室長等及び環境保全室長等を経由して特定行政庁に提出するものとする。

5 届出書又は計画書を提出しようとする者は、公共用水域の水質保全のため浄化槽の機能を正常に維持することを目的として、基礎的な知識を習得するために県又は指定検査機関が行う講習会を受けるものとする。

(受理の通知)

第3条 環境保全室長等は、前条の規定に基づく届出書又は計画書を受理したときは、様式5による受理通

知書を交付するものとする。

(構造・規模以外の変更)

第4条 第2条の規定に基づき届出書又は計画書を提出した者若しくは浄化槽管理者は、当該届出書又は計画書に係る事項のうち、構造又は規模以外の事項に変更等が生じた場合においては、様式6による記載事項変更（訂正）届出書を環境保全室長等及び環境保全室長等を経由して建築主事等に提出するものとする。ただし、法に基づく水質に関する検査を受検した浄化槽であって「当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積」及び「処理対象人員及び算定根拠」のいずれにも該当しない変更等については、建築主事等への提出を要しない。

2 前項の届出書には、必要に応じ変更事実を証する書面を添付するものとし、併せて当該変更等に伴う委託変更契約書の写し又は誓約書を提出するものとする。

(施工の確認)

第5条 浄化槽工事業者は、浄化槽工事が完了したときは、様式7により当該浄化槽設置者に通知するとともに、当該工事が完了した日から7日以内に、様式8による報告書を環境保全室長等（第2条第2項第1号及び第2号による場合を除く。）に提出するものとする。

2 浄化槽工事業者は、徳島県浄化槽構造審査事務取扱要領により審査を受けた浄化槽の工事が完了したときは、当該工事が完了した日から4日以内に、様式9による施工状況報告書を特定行政庁に提出するものとする。

(休止届、再開届、廃止届)

第6条 法第11条の2の規定による休止の届出は様式10-1による届出書を、再開の届出は様式10-2による届出書を、法第11条の3の規定による廃止の届出は様式10-3による届出書を、浄化槽設置届出等の取り下げをしようとする者は、様式10-4による届出書を環境保全室長等に提出しなければならない。

(様式の指定)

第7条 法第10条の2各項に規定する報告書の様式は、次のとおりとする。

ア 浄化槽使用開始報告書・・・・・・・様式11

イ 技術管理者変更報告書・・・・・・・様式12

ウ 浄化槽管理者変更報告書・・・・・・・様式13

2 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第5条第2項に規定する記録票の様式は、次のとおりとする。ただし、県が認める場合は、他の様式によることができる。

ア 保守点検記録票（合併）・・・・・・・様式19-1

イ 保守点検記録票（単独）・・・・・・・様式19-2

ウ 清掃記録票（合併）・・・・・・・様式20-1

エ 清掃記録票（単独）・・・・・・・様式20-2

(浄化槽台帳の作成)

第8条 県及び環境技術センターは、「浄化槽台帳システムの共同利用に関する協定書」に基づき、台帳システムを作成するものとする。

2 県は、浄化槽の設置及び維持管理に関する情報を収集し、環境技術センターは、この情報に自ら収集した情報を加え、遅滞なく台帳システムの情報を更新するものとする。

- 3 県は、保守点検及び清掃の実施状況に関する情報について、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に提供を求めるものとする。

(立入検査)

第9条 環境保全室長等は、立入検査に基づき文書による指導を要すると認められる場合は、必要に応じて様式15の検査指導通知により行うものとし、さらに勧告又は施設の改善を命ずる場合は、様式16又は様式17により行うものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項に規定する標準契約書を提出できない場合は、平成24年5月末までの間、別に定める「浄化槽維持管理標準契約書に関する誓約書」を提出するものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にある改正前の要領の様式(様式18-1及び様式18-2を除く)による用紙については、令和8年9月30日まで使用することができる。

3 改正後の様式18-1及び様式18-2に相当する改正前の様式18-1及び様式18-2による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。